

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第 9 4 号

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年太田市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 に次のように加える。

1 1 会計年度任用職員が、小学校就学の始期から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日につき 2 時間（当該会計年度任用職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間が 2 時間を超える場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間
---	--

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。